

I-41

近代日本における監獄建築の処罰・更生空間に関する研究 既決監獄(刑務所)を対象として

A study on the space for punishment and correction in modern Japan

In case of prisons

○山井翔太¹, 落合正行², 山中新太郎³*Shota Yamanoi¹, Masayuki Ochiai², Shintaro Yamanaka³

1. はじめに

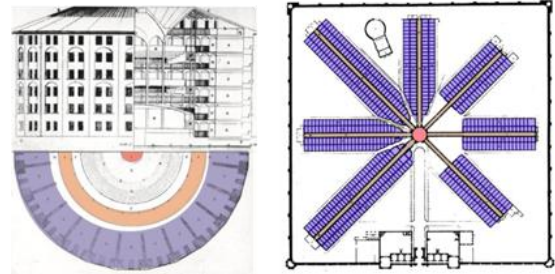
監獄建築は「行刑が建築する」と言われるように処遇と行刑と連動してきた。また処罰という空間から更生・社会復帰へと刑務所の役割も変わろうとしている。行刑との関係や処遇方針との関係を見直し、建築面での変化を探ることで今後の刑務所につながるメッセージを探ることができないだろうか。

2. 二つのパノプティコン

現代監獄の礎となっている概念に「パノプティコン」がある。「世界大百科事典 第2版」によればパノプティコンとは18世紀後半にイギリスの思想家J. ベンサムによって唱えられた集中型の監獄(刑務所)の形式。一望監視施設(装置)とも訳す。また、「大辞林 第三版」によると「中央に高い塔を置きそれを取りまくように監房をもつ円形の刑務所施設。ベンサムが考案し、フォーコーは管理システムをこれにたとえた」とある。実際にベンサムが考案したのは「大辞林」に書かれている円形の刑務所形式である。しかし、19世紀から20世紀にかけての監獄建築は集中型の建築様式としての「パノプティコン」が主流であった。我が国でも建築様式としての「パノプティコン」が明治・大正・昭和を通して建設されてきた。

ベンサムが考案したパノプティコンは「いつも見ることができる・いつ自分が見られるか分からない」ということによって、囚人は24時間にわたって絶えず自分が監視されているような意識を自然に持てるような円形監獄であった。しかし、日照や通風等の衛生面が悪く、建設費用も大きく実際に建設されたものは少なかった。

一方、監獄建築における原型はアメリカ、ペンシルヴェニア州の東部懲治監といわれる。建築家J. ハヴィランドによる設計で、1836年に竣工した。収容人数は450人で中心に監視塔を配し、そこから7本の放射状の監房ブロックを伸ばし、監房と個々の運動スペースを1ユニットとしていることが特徴である。我が国も山下啓次郎らが視察し、監獄建築の原型であるとの説明を受けた。



●監視塔 ●廊下 ●監房

Fig1. ベンサム(左)と建築様式(右)のパノプティコン

3. 近代日本の監獄の変遷

監獄建築は行刑の制度により建築が変化すると考えられる。以下にその要因を挙げる。

- ① 国の方針や国策上の新たな制度や変更によるもの(明治維新)。
- ② 外からの圧力によるもの(GHQ など)。
- ③ 事件や事故によるもの(脱獄、看守の体罰)。

一方、監獄建築が制度・行刑によらない変化と遂げる要因もあると考えられる。

- ① 犯罪者に対する我々の意識によるもの(犯罪者に金を掛けたくないという意識)。
- ② 制度が変わっても建て替えられない、または建て替えなくてもよいもの。
- ③ 事件、事故によるもの(火災や大震災)。

制度による監獄建築の変遷と制度によらない監獄建築の変遷の二つに注視しながら重松一義や大塚明弘の既往研究をもとに整理する。

(1)監獄則・監獄則図式の頒布と監獄建築(木造放射型)

治外法権撤廃のためには欧米式の司法システム・監獄建築の導入が急務であった。政府は統一的な監獄運営を行わせるために「監獄則・監獄則図式」を各府県に頒布した。監獄則とは制度とその運営を可能にする施設構造を絵や図を用いてわかりやすく伝えるものである。監獄則による監獄の配置形式は監房はすべて独居による十字型放射形式とするなどペンシルヴェニアスタイルをモデルとしている。しかし、明治6年(1873)、大蔵省は監獄則の執行について経費の増加を認めず、司法省が改めて監獄則に従うよう指示を出したものの

石造、煉瓦造は多額の経費が掛かるため結局監獄則は木造で実施されることになる。これが木造放射型監獄の時代である。

(2) 広島監獄火災と監獄建築(木造並列型)

当時、灯火はランプであったため各地で受刑者による放火事故が多発した。明治 16 年(1883)に広島監獄は放火により 50 名の焼死者をだした。監獄の形式が放射型に統一されつつあったが、この事件により内務省は「監獄建築許可準則」を定めその中で改築の際は延焼防止を考えた建物の配置計画として並列型か十字改良型の何れかとした。これにより明治 20 年(1887)に山口監獄、明治 21 年(1888)には広島監獄で採用された。

(3) ゼーバッハと監獄建築(木造・煉瓦造放射型)

明治 22 年(1889)に監獄官養成のため、ドイツ人のクルト・フォン・ゼーバッハが来日する。巢鴨監獄建築計画案に対して監房の構造はすべて煉瓦造とし、放射状にすべきとした彼の主張により放射型に戻ることになった。監獄の形式や運営方針が確立、統一されつつあったが各府県の多くがまだ監獄則に沿った監獄を建てられないでいた。これは監獄経費を府県負担としていたためで費用のかかる煉瓦造は建てられなかった。

(4) 条約改正と監獄建築(煉瓦造放射型)

明治 32 年(1899)に不平等条約の改正と監獄経費の国庫負担が決定した。煉瓦の製造技術向上や木造の耐火性の問題、各地の監獄事情の格差については依然解決しなければならない問題であったが徐々に解決に向かっていった。明治 33 年(1900)に監獄法が施行され、この時に司法省が監獄改良として全国規模での監獄改修計画を策定する。第一期として千葉、奈良、金沢、長崎、鹿児島 の 5 監獄が対象となり山下啓次郎が担当した。

(5) 関東大震災と監獄建築(コンクリート造並列型)

関東大震災により煉瓦造の監獄は大きな被害を受ける。震災の中で被害が軽微で済んだコンクリート造の建築に目が行くのは至極当然で監獄建築もコンクリート造での建設が始まる。同時に放射型の監獄は採光・通風など衛生面での不利を克服できず、その座を並列型へと譲っていくこととなる。藤田金一郎は“並列型は日射を平等にし、房舎間に適当の間隔をとることによって、通風の悪いところを避けることができる。放射型は日射および通風上の欠点を克服することは容易ではない”と述べている。さらにその後、技術の進歩により鉄筋コンクリート造になるなど監獄の構造、管理システムのハイテク化が進むが現在まで並列型が主流で建築様式に変化はない。

4. 総括と展望

重松は監獄建築を行刑という側面から捉え、法務省が公開した戦前の監獄の配置図をもとに分類化し、明治期前の藩牢から放射型そして並列型と変化してきた中で行刑と監獄建築の関係を読み解いている。また、大塚は監獄建築の歴史を振り返りながら、その中で行刑によらない要因を抽出し、監獄建築が必ずしも行刑に作用されないことを述べている。両者とも現代の監獄については図面等の情報の入手が困難で公開が制限されているため、現代の監獄の配置計画や空間構成については述べられていないが、明治期の処罰を中心とした機能から更正・社会復帰を目的とした機能へと変わったことを示している。

確かに行刑と監獄建築が深く結びつき、関東大震災等で変化を余儀なくされた要因もあったと考えることができる。しかし、明治期に建てられた千葉刑務所や奈良少年刑務所が未だに現役であることや長崎刑務所のように最近まで使われていた刑務所がある。また刑務所の機能が処罰から更生が目的となった背景には行刑の改正があるが、行刑が監獄を建築するならば上記の刑務所の必要性は現代において無いはずである。したがって実際には行刑や社会的な要因以外が監獄に作用したと考えられる。

監獄建築は看守による管理によるところが大きく、身体的処罰が可能であった頃に対して現在は精神的なサポートも必要とされる。したがって、管理規定や建築基準法などの影響があったのではないだろうか。

5. 参考文献

- [1]重松一義：「世界監獄史事典」，2005 年発行
- [2]重松一義：「図鑑日本の監獄史」，1985 年発行
- [3]大塚明弘：「矯正建築の歴史とその建築性能について」，刑政，123 巻，6 号，2012 年発行